ウクライナ戦争と国際平和秩序の行方

吉川元

1 今、ウクライナで何が起こっているのか

援を牽制するために核兵器で威嚇しつつ、核大国の侵略戦争が始まった。ロシアは、この の禁止、領土保全、国境不可侵といった国際平和の維持に重要な国際規範をことごとく踏 ウクライナ戦争で第二次世界大戦後の国際社会が鋭意築き上げてきた主権尊重、武力行使 二〇二二年二月、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。欧米の対ウクライナ軍事支

みにじり、戦争を始めたのである。 戦争の開始から二年六カ月が経過した(本稿執筆時点)。 その間、ウクライナ難民(国内避

どのような影響を及ぼすのだろうか。本稿では、ウクライナ戦争の今後の影響について、 ①民族独立の試みとそれにともなう民族紛争の頻発、 ウクライナ戦争の影響が目に見えて出ている。ウクライナ戦争は、今後、国際平和秩序に 難民を含む)の数は一千万人を超え、物価は上昇し、特に途上国の食糧安全保障は脅かされ、 ②権威主義・独裁体制の増殖、③世

2 国際紛争の行方――民族独立の試みと民族紛争の頻発

界の軍拡競争の激化、の三つの視座から考察する。

分離独立と人民の自決権

の併合を宣言した。ロシアに併合された人々は、住民投票を実施し、人民の自決権に基づ 併合の手続きを踏んでいる。例えば、ウクライナ戦争前夜の二〇二二年二月二一日、 のさなかに、 ソン州)で、ロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施し、 九月には、 アはドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国を承認し、侵攻から半年後の二〇二二年 ウクライナ戦争の特徴は、領土拡張の進め方にある。侵略の開始直前に、ある ウクライナ東・南部の四州(ドネツク州、ルガンスク州に加え、 ロシアは「人民の自決権」を根拠としてウクライナ東・南部の四州の独立と ロシアはただちにこれら四州 ザポリージャ州、ヘル いは侵略 ロシ

争 でロ 立 シア を宣言し、独立 が見 ぜ た領土拡張 |宣言後に直ちにロシアへ併合されたのである。 の方式 であ これ が ウクライナ戦

治 それがいつしか人民の分離独立の権利へと伸張させられていった。そのきっかけは、 独立付与宣言」に遡る。 玉 0) K. る。 第 ゴスラビアの分離 ハ 九九 ンガ 的立 九六 家 ィ 玉 そもそも 次 第 誕 際 ツ () 年 生の波である。そして第三の波は、 $\overline{\mathcal{H}}$ 1) 帝 世 場を選択 政 一次世界大戦後には、 界大 ○年代から六○年代にかけて、 玉 治 「が崩 Ċ 一人民 0) チェ 戦前 玉 歴史を振 壊 [連総会で採択 独立の際に生じた「人民の自決」の原則に基づく国家の誕生の波である。 し、その跡地 後 の自決」の原則は、 コスロ 政治的、 0 欧州を中心とした民族自 り返ると、 バキアなど民族 同宣言に規定された人民の自決とは、 オー 、された植民地下住民の無条件の独立と解放を求 社会的、 から民族自決の原則に基づいてフィンランド、 ストリア・ハンガ 国家 の誕 経済的、 民族自決の原則とは異なる。人民の自決 アジア・アフリカを中心に起きた脱植民 の独立 冷戦の終結後、 生には三つの大きな波があった。 が続 文化的発展 一決の政治 リー帝 いた。第二の波は、 原則に基づく民族 社会主義連邦制 国 を追求する権 植民 ロシア帝国、 地下の住 第二次世 国家 利を意味したが 医氢 オスマン帝 第 民が自由に政 めた「植民地 のソ連とユ ポー 0) の定義 界大 化による 誕生であ 0) ランド 波 八戦後

・ ここ、 ・ 、 ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ とユーゴスラビアの分離独立にあった。

賛否を問う住民投票を実施し、その後、 分離独立 フ自治 のジョージアの住民投票を皮切りに、ソ連各地の共和国や民族自治体は ソ連では、 牁 やチェチェン・イングーシ自治共和国といった共和国内 の民意を問うため ゴル バ チョフ政 の住民投票の実施を求める住民投票法を制定した。一 権 の末 カ期、 直ちに独立 自治 共和国を含め分離独立を希望する共 を宣言した。その際、 の自治州や自治共和 連邦 ナゴ から ル 0 九 ノ 和 九一年 カ 離 国 ラ 脱 国 0)

も住民投票が実施され、

独立が宣言され

た。

す自治は 施 ル 和 され、 きとして住民投票を実施 ツ 玉 一方、ユーゴスラビアでは憲法上、 エ 丙 ゴ 体は「人民 のクラ 独立宣言が行われ ナ イナ 共 和 玉 の自決権」 内 セ ル 0) ボ ビア人 Ļ ている。 スニア・ヘル を「政治的 (共和) 独立を宣言 国 離脱権 ツェゴビナ・セルビア人共和国でも住民投票が実 セ レト ルビア共和国 していった。 ・リック」に用いて、人民の意思を確 0) 規定がなかったことから、 内のコ ユーゴスラビアでは ソボ自治 州 分離 クロ ボ ż 独 アチ 認す 7 ニア・ヘ 立を目指 る手 ア共

独立承認と「コソボの先例_

ち、 民投票 分離主 動きを牽 第二に、 玉 欧州 第一に、 際 かの実施を 義 社 武力行使の結果誕生 会は 制 共 の動きに拍車がかかるのを阻止するためであり、 同 するためだった。 連邦 を求めた。 体 独立を宣言した自治体を無条件に承認したわけではない。 (EC) は承認 構 成共和 注目すべきは、 国内 した国家は承認しないという二点を確認していることである。 原則として連邦構成 !の自治共和国や自治州 独立 の承認との関連で二つの不承 共 和 の民族自治体の独立 国 のみ また武力行使による分離独立の 承認し、 しかも 独立 認 一は承認しない、 承認 付帯条件に住 原 剿、 をめぐっ すなわ

自治州 道 口 ア・ヘル クライナ・ ル 共和 シア共和国内のチェチェン・イングーシ自治共和国のように、武力鎮圧の結果、 (を歩むことになった。ユーゴスラビアでは、コソボ自治州のように独立した国もあれば、 独立 東 国など「非 を宣言したものの国際承認が叶わなかった民族自治体は、 部 ツェゴビ セルビア人共和国のように消滅した国、またスルプスカ共和国のようにボスニ のドネ ツク州など、 ナの連邦制に組み込まれた国もある。 「承認国家」として存続した事例もあるが、 ロシア系住民の自治体がロシアに併合された地域もあ ソ連では、 多くの場合、それぞれ異なる モルドバの沿ドニエ ウクライナのクリミア n スト

旧ソ連の非承認国家



[出典] nippon.com (https://www.nippon.com/ja/in-depth/a08106/)

後の二〇一〇年七月、 そ 欧 T 月 介入からおよそ一 几 特殊な事例」 承 州 n 西洋条約機構 メリカをはじめ欧 中 七日、 までの武力で独立を達成し 連合 (EU) でもコソボ しかも、 認 月をもって解体)。 原 削や コソ コソボの独立宣言 国連決議 13 の独立 は、 ボ議会は独立を宣言 N A T O あたるとの ○年後の二○○八年 米 コ 一は異 玉 諸 に [連総会の求 ボ 玉 は のコ 例 が 0 解 抵 承認. 独 で た国 釈 触 ソボ ある。 立承 か L 5 を めに 示 な 軍 家 年 が 事 北 0

滅

た国もある

(ナゴルノカ

ノカラバフは二〇二

州のように

ン

のナゴ

ル

ノカ

自

治権を剥奪され

た

玉

ア

ゼ

ル

バ

1

ジ

7

意思さえ確認できれば独立できるとの「コ 7 は 13 応 の領 言え · 国際 じて 土拡 ない 法 玉 は 際 張 独 司 己法裁 との 一立宣言を禁止しているとは言えず、よってコソボ 0 根 趣旨 判所は、 拠となる。 の勧告的意見を取りまとめた。この「コソボ 玉 中 !連は一方的な独立宣言を禁じているとは言えず、 -央政 府 の承 認が ソボ の先例」である。 なくとも、 住民投票によって住民の独立の Ö) |独立は| の先 例 国際法上、違法と が後 また一 般的

ウクライナ戦争後に何がどう変わるか

賛 b が n であろうか。 ダン(住 "阻止 成四四 0 た事例に、 住 民投票、 した例もある。 七%)、 民投票、 僅差で現状にとどまった例として、イギリスの 独立 ソ連 エ 二〇一一年)がある。一方、人民の自決権 リトリア(住民投票、一九九三年)、 カナダのケベック(一九九五年、 |宣言、そして国際連合への加盟という独立の手続きは、 ・ユーゴスラビア以外で住民投票を実施し、 例えば、スペインのカタル 東チモール(住民投票、一 賛成四九・四二%)がある。 ーニャでは、二〇一七年、 の行使の証に住民投票を実施 スコットランド(二〇一四年、 独立し、 九 玉 今後、 住民投票を政府 連 九 住民 九年)、 加 盟 投票を試 が 定着する 認 南 めら ス 独立 1

その後、自治権の一部停止に追い

みたが、

政府の介入で住民投票は中止に追い込まれ、

られた。

ナゴルノカラバフの消滅に伴うアルメニア人浄化、アルメニア人の聖地をめぐるアゼルバ けることになるだろう。その他、コソボの少数民族セルビア人のセルビアへの統合問題、 たとしても、民族紛争の火種は絶えることなく、よって領土保全規範は内側から挑戦を受 民族独立を試みるだろう。住民投票に基づく民族独立の試みは、例えそれが不首尾に終わっ イジャンとアルメニアの民族対立は、パレスチナ問題のような様相を見せ、その終結の見 今後、アジア、中東、 アフリカの各地で民族独立の予備軍は、こうした手続きに基づく

3 ガバナンスの行方ー 権威主義体制・独裁体制の増殖

通しは立たない。

自由化・民主化の停滞傾向

害が横行する傾向にある。 一バル化は、二一世紀に入ると世界各地で停滞し、それどころか、近年、 玉 「際関係が緊張すると一般的に軍事予算が増加し、 冷戦の終結を機に始まった自由 国内の引き締めは強化され、 (人権) と民主主義の価 後退し始めて 値 人権侵 一のグ

る

的自 発 最後の年であった二〇〇五年を境に、二〇二二年まで自由化は連続して後退 表し 亩 際 人権 な国」、「不自由な国」の三つに分類し、 ている。 て一市 NGOのフリーダムハウスは、民主化の指標として「政治的権利」、自由化の指 民的 それ 自由」のそれぞれ によると、自由 の保障 [化を進める国の数が自由化の後退する国 の現状評価を軸に、 自由化・民主化 の動向に関する年 国家を「自由な国 して の数を上回る 次報 13 部分 告を

少し、 以 ある。 な国」になった。イラクとアフガニスタンでは平和構築が進まず、 自由な国」へ転じ、ミャンマーは再び軍事政権下に入り、 几 のままである。 増加している。 |%に減少し、「部分的自由な国」は三三%のままで、「不自由な国」は二一%から二三% 地 域 別に 国別でみると、「不自由な国」として、例えばタイは、「部分的自由な国」から「不 「部分的自由な国」は六七%から七二%へ増加し、「不自由な国」は一一% 不自由な国」のままである。 見てみると、 カンボジアは、主たる援助国が中国とサウジアラビアにとって代わられて 中東と北アフリカでは一八カ国中、「自由な国」は二二%から一 アジア・太平洋地域の三九カ国中、「自由な国」は しかも内戦状態となり、「不自由 両国とも「不自由な国」 四六 七%へ減 %から のままで 匝

アジアの核開発国のガバナンスは共通して悪化している。軍事・経済大国の中国は「不

ある。北朝鮮は世界の「不自由な国」四九カ国中、 国」へと転じた。印パ紛争のもう一方の当事国パキスタンは「部分的自由な国」 最大の民主国家インドは、ナレンドラ・モディ政権下で「自由な国」から「部分的自由な 自由な国」のままであり、 コロナ禍の中で香港の自由と民主主義の灯は消え、人口で世界 下から三位で、アジアでは最下位に位 のままで

置する「不自由な国」である。

され、権威主義国家は権力基盤固めに専心できたことがあげられる。 た結果、 第三に、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の世界的流行により人の移動が制限され 主化の妨げとなったこと、第二に、アメリカのドナルド・トランプ前政権の「アメリカ第 一主義(America First)」政策により、アメリカのソフト・パワーが低下したこと、そして の二つの核大国の勢力拡大や、両国の仲間づくりに向けた戦略的援助外交が途上国の民 近年、「不自由な国」が増加する背景には、いくつかの要因がある。第一に、 人権侵害に対する国際監視と国際支援が弱まったために集会やデモの自由が制限 ロシアと中

「自国第一主義」

トランプ政権の「アメリカ第一主義」に続き、ブラジルのボルソナーロ大統領、

保

障

へ傾斜

す

Ź

傾

向

13

あ

る

題 互. 玉 0) 依 が 玉 存 増 益 す 0 関 ド えると、 と繁栄 係 ゥ 5 テ 0) で最 推 な ル これ 進 テ 61 ほ 前 か 優 発し、 大統 ら自 ど世 5 0) 給自 界各 玉 領 など、 グ 0) 足 政 口 地 1 経 治 で 済 1 世 体 バ 界各 制 ル ランプ ^, は 社 そして、 民 会 地 現象 主 0) の「トランプ」 主 利 義 益 自 安全保障政策 を後回 か 国第一 5 権 威 L 主 が 主 にする 義) 義 取 0) は 体 ŋ 広 国際安全保 制 自 沙汰され 玉 が ^, 第 りが 対外 _ 主 Z た が、 障 経 義 ら か 済 を ħ 標榜 今で る。 5 政 国 策 自 は は す 安 Ź 相 玉

さなど 政 反 0) 党党 支援 根 欧 まるどころ ウクラ 義 州 本 が F 的 志 では 反 1 1 な 指 向 -ナ支援 対 原 ツ 摘 が され ?急速 か、 す 因 近 0) Ź た で 年 あ 政 を に 反 る 難 8 動 掲 が、 に広ま 党 0) った。二〇二三年 民 選 げる の時期に入った。 が P 移 勝 択 もとはと言えば自 0 利 肢 極 7 民 する がが 右 e V 0) る。 ジ受け の自 など、 躍 1 亩 進 入 党が ギ ħ <u>.</u> 欧 疲 IJ 月、 れに 州 第 国第 ス ス 発 一党に 口 0 のグ __ Ė バ オ ウクライ ラン 主 丰 U ゚ッド アで なっ 義 離 脱 ダ K ナヘ ガバナン の総 根差、 は た。 0) 先 原 の総 ド 選 す 因 0) 援 イ 挙 に、 反 巡選挙で 統 で 助 スのグロー ツでも、 移民 は、 合論 疲 れ ウ 13 問 が 反移 ク 反 則 題 重 バ ラ なり、 移 民 0 ル Ź Ŕ た 拠 化は を掲 ナ 反 E 0 出 が 自 金 ^ の武 離 げ 0 玉 U 多 Ź 脱 第

ウクライナ戦争後に何がどう変わるか

だ。ウクライナ戦争で東欧を始め多くの国が国防費の増額を迫られ、国内の引き締めを強 に差しかかっている、と警告を発している。つまり、「不自由な国」が急増するとの見通し 主化の波は二〇〇五年を転期に緩やかに後退し、二〇二二年は自由化・民主化の「臨界点」 ○二三年版)によると、「自由な国」に住む人たちは世界人口の二○%にすぎないという。民 ウクライナ戦争後には、「不自由な国」がさらに増加するだろう。フリーダムハウス (ニ

化する一方、他国を省みない自国第一主義の傾向が助長されると考えられる。

国第一 機はウクライナ戦争ですっかりかすんでしまい、国際社会は人間の安全保障には が横行し、人間の安全保障は危機に直面する。今では、北朝鮮の非人道的行為はおろ なったようである。 コロナ禍前 自由 化・民主化が停滞し、権威主義体制や独裁体制が増加すると、世界各地で人権侵害 |不足やエネルギー不足に直面した世界の各国政府は否応なく内向きに :に関心を呼んでいた中国の新疆ウィグル人問題など深刻な人権問題や人道的危 の傾向を強めて コロナ禍でサプライチェーンが断たれ、そしてウクライナ戦 いった結果、 人間の安全保障よりも国家安全保障を優先課題に 争の影響 無関心に

せざるを得なくなったからである。

Þ

4 玉 [際安全保障の行方| む軍 事化と軍拡競争

の武 力紛争と軍 拡 動 向

多くが には S 世 I 内 界 Ρ 戦 五 R 六 で Ι カ国 あ 年 ŋ 鑑 で武 (二〇二)三年 L しかも 力紛 内 争 戦 が発生してい 版 は 増加 13 よると、 傾 向 るが、 K 近年、 あ る。 玉 際紛争は減 武 方 紛 一分が増加 少 傾 加 加してい 向 K あ る。 る。 武 力紛争

ジ 内、 様 ライナとロ ア・ 武 地 な 力 玉 域 呼称 太平 際 紛 别 争 戦 ĸ 争 シ が 洋 み アの 特筆 ると、 あ は は 地 る。 四 域 すべ 戦 件 戦 で一〇カ 冷 争に加え、 **『争が発生した点にある。二○二二年に五六** サ で多くが内 きは、 ブ 戦 サ 直 一後に世 国 ハ ラ 欧州でユーゴスラビア紛争以来 玉 戦 そしてヨーロッパで三カ国である。 (アフリカ) で二二カ国、 際 界を震撼させ であり、 戦 争 (国家間 しかも近年の傾向 たユーゴスラヴィア紛争、 (戦争)、 内 ア 戦、 メ リカ として「新 の大規模武 干 カ 涉 玉 中 戦争、 で発 国際 南 米) 力紛 戦争」であ 生した武 武 人道的 で — 力紛争 あ á 争 V ぐ 干涉等 力紛 は は あ 力 Ź ソ連 几 玉 争 ウ 力 玉 0) 0 7

戦 ゴ ル 国際戦争ともつかぬ今日の戦争を、) 力 ラ バ フ紛争 は、 ιV ずれ、 も伝統的 伝統的な「古い戦争」と区別 な国際戦争とは異なる 新 種の 戦争 して「新戦争」 であ 0 た。 ع 内

IJ, 紛争 呼 ジハードの介入で、 武力紛争であり、そして第三に、資金調達・供給をグロ 争」の特徴 をますます呈してい る武力紛争である。 ブル であり、第二に、軍事力(武力)の分散化の結果、正規軍と非正 その キナ・ は、 呼称を世に広めたのがメアリー・ 第一に、アイデンティティ政治の延長に位置付けられるエスニック ファソ、 . る。 武力紛争は単なる内戦ではなく「地域化」ある 特にサブサハラでは、二二カ国で武力紛争が発生し、 その典型例が、二〇二二年から紛争多発地帯の ニジェールの三国にまたがって戦 カ ルドーである。 ーバル化した戦争経済に支えられ わ れている、 カル いは 規軍との間で戦わ ドーに 過激 ア フ 玉 イ よれ 一際化」 リカ 派組織ジ スラム過 西 0) 部 (民族 様 れる 新 激 0) 柏 戦

決メカニズムも、 クライ 食糧 ナ 不足 戦 争 欧州安全保障機構 やエネルギ の影響で、 地球 ー不足が深刻化するとともに、 規模の食糧、 (OSCE)の紛争予防メカニズムも、 肥料、 エネル ギー 国連安全保障理 の供給 シ 機能 ス 事会 テ 不全に陥 4 0 は 紛 障 多爭解 害を 0

ド

地方

の反乱兵

 \pm

の混成部隊、

そして各国正規軍との

武力紛争であ

る。

軍 事費 クラ の増強は、 ナ 戦 争前 ウクライナ戦争を機にその増強傾向が止まらない。 か 5 地 球 規 模 穴で進 h で W た 軍拡 競争、 とり わ けそれ 九八七年を境に減 を裏 付け る 各 玉

兆 去 少 傾 向 年 に入 九 八億米ドル 蕳 つ (二〇一三—二三年) てい た世 は冷 界 戦 0 軍 の終結後、 で 事費総額は、二〇〇〇年代に入ると再 九 (%増を記録している。特に二○二二年 最多である (前 %)° び増 加 \dot{O} 傾 軍 向 i 事 費 転 過

年

比

=

七

加 は 〇年 年間 増 が 地 顕 額 域 で五 い著で、 で七二%増加した。 Ĺ 别 ï (<u>=</u>0% \bigcirc みると、 %増加してい アジ (増)、 ア・オセ 過去一〇年間、 特にウクライナ戦争の影響で東欧 る 南シナ海 アニアで過去一〇年 (前 年比 0 ロシアとの緊張関係が続 = 海洋安全保障問 五 % 増)。 蕳 iż 四五 題 の軍 % が深刻化するアジアでも 増加し、 事 いてい 費は急増 中でも東 た 西 五 欧 八% • 中 アジアは 増)、 欧 軍 で 事 過 軍 過 費増 去 ·事費

予算 位 0) 軍 計 に急上昇し、 玉 事 が 別 が 費 前 0 世 は 牟 軍 界全体 比 事 玉 内 九 ·費 初 総 <u>.</u> を見ると、 はめて上位一五カ国に入った。 生 0 一%増の 産 軍 事費 G D 米 八六四 総 P 額 国 の三四%を占め、 の六三%を占めてい 中 億ドルに 玉 口 膨ら シア、 み、 イ 順位は二〇二一年の世界三六位から一一 ・ンド、 . る。 順位を三位に上げて 前年 サ 五位 ウジアラビ 0) ロシ アも ア V /の上位 る。 大 ウ 規 クラ 模 五 動 力 イナ 玉 員 で

東アジアの軍拡と危機の構造

額を上回る。 力 の脅し の四カ国が核兵器保有国であり、核保有国の密集地帯である。今、プーチン大統領 日本を取り巻く東アジアは、 地域別軍 の前に、 国別の軍事費でみると、軍事費上位二カ国、すなわち一位米国(軍事費総額に 事費総額において東アジアは北米に次ぐ二位で、その額は また中台紛争の勃発に備え、アジア全域で軍事費の増加に拍車がかかって ロシア、中国、北朝鮮、そして日韓の同盟国であ 西 欧 中欧 つるア の総 の核 X

入り(三・一%)、日本の軍事費は、六兆四〇三億円(三〇三三年)で前年度比 0) あった。初の六兆円越えで、二〇二七年にはGDP二%を突破する見込みであ `強化によって国家安全保障の強化に取り組む動きに拍車がかかっている。 韓 両国ではアメリカの「核の傘」から「見捨てられる恐怖」が強まり、 九位 五. • 自 国 に韓 九%増で の防 . 国 が 衛 力

占める割合は三九%)と二位中国(同推定二三%)の二カ国が突出してい

る。

単独で軍事力の均 を補完しようとし 東アジアでは昔ながらの勢力(軍事力)均衡システムの下で脆き平和が 相手国よりも少しでも軍事的に優位に立つことで安心が得られることから、 ているだけに、 衡が維持できない日韓 国際関係が緊張すると軍拡競争に拍車 両国は、アメリカとの安全保障 がかか 同 維持され 盟 かる によ って のは てい 軍拡 均衡 必至

競争の罠にはまるのである。

ウクライナ戦争後に何がどう変わるか

する。 上 と反軍部勢力との間で戦わ というガザを実効支配する軍事組織である。この非対称的な武力紛争は、 ザ攻撃は、 ナ ナショナルな支援 の間 先述 の死者を出してい 二〇二二年に発生した二つの大規模武力 市民社会が芽生えているだけに、権力の集中に抵抗する市民社会との間 で戦わ 0の通 例えば、 交戦 り、 n る伝 ミャンマーの内戦は、二〇二一年に軍事クーデターで政権を奪取 グッドガバナンスが限界点に達し、 相手の一方がイスラエルの正規軍であるのに対して、もう一方は、 (組織があることで話がさらに複雑になる。 . る。 !統的な国家間戦争であるが、二○二三年秋に発生したイスラエ れる大規模な内戦に発展し、二〇二二年までにすでに三万人以 一般の内、ウクライナ戦争は 権威 主義、 独裁体制への逆行 ロシアとウクライ 背後にトランス で内 が始 戦 した軍部 が ル 発生 マス まる のガ

世 それは今後ますます新戦争の様相を呈するものと考えられる。こうした資源の獲得を 規模で強まるエスニック政治、 アイデンティティ政治の延長にエスニック 戦 争 があ

めぐる内戦や民族独立をめぐる戦争は増加するだろう。

5 国際平和と安全保障の行方

定員オーバーの地球と貧富格差の拡大

災害が急増し、人々の住処そのものが災難にあうという事態が急増している。 の人口の一〇人に一人が飢餓状態である。それに加え、地球温暖化や気候変動による自然 住が満たされず、八億人の人々が生きていくだけの十分な栄養も摂取できていない。 に達し、世界人口の八○人に一人が難民である。国家間の社会・経済格差は広がり、 出されて難民となった人たち(避難民を含む)の数は一億一○○○万人(過去四○年に一○倍増 は およそ過去百年に二〇〇カ国に三倍増である。しかも、国家領域に収まりきれず、追い 地球はすでに満杯である。地球の人口は八○億人を突破し(過去五○年に倍増)、 国家の数 世界

ギーの確保を求めて、弱肉強食の時代に入ったことを告げる象徴的出来事だと言えよう。 で、少なくとも自分の国だけでも安全かつ豊かな領域を確保しようとする国際安全保障環境 の悪化がもたらす不可逆的な現象だとも言えよう。ウクライナ戦争そのものが資源とエネル こうしてみるとトランプ式の自国第一主義の広がりは、住みづらくなりつつある地球環境

国家安全保障と人間の安全保障の相克

立 西 側 玉 家安 させ 側 13 Ė で る方策 (全保障 は C 東 • Е 寛 方 拡 U は、 容 を優先させる 大 0) な自 へを進 安全保 欧 州 玉 め 共 第 障 た E 同 時 主 体 共 Ą 0 同 代 義 体 が 0) 到 傾 の建設に尽きる。 今では内 一つの 来するであ 向 が今後強 共同 .部 体創造 つろう。 に分離主 まるとなれば、 冷戦 の 動きが 人間 義 期 0 は、 の安全保障と 動 あ きが グ 東 0 た。 側 口 に社 1 出 7 東 バ きた。 会主 国家· ル 側 安 陣 安全 義 営 共 Ü 保障 消 同 障 体、 ょ 滅 を りも 西 両

州 が ス は、 た ように、 ウクラ ·共産 玉 際 クラ 大 玉 九三 家安 主義インター 秩 西洋 1 ニン 序 j の大 九 戦 (全保 ナ 地 Ì 年代に 世 争を機 域 紀に /変動 義 障 で自 0) 政 支 お 野を彷徨 起 策に 援 ナショナリズムから挑戦を受け、 台 ょ 13 玉 び 頭 源 玉 第一主義 疲 際関係 回帰 チ する新 をもち、 彿させるほどの大変動 n や移民 チズ ずる同じ が台 ムとファシ ĺ 秩 V 欧 序 . 難 州 1 は大きく変動 地 頭 デ 国 域 Ĺ 民受け入れ疲 際社会 オ で、 ズ 昔ながらの権 П 軍拡 4 ギ か j 0 期を迎えてい 思想的 する兆 b 0) 競争に拍 挑 n 挑戦を受け、 そしてレッセフェール経済 で、 戦 力政治 で受けた。 基盤 しだ。 国際 車 . る。 が であっ そ への 政 か 民 Е 治 n か 回帰 自 た三 8 の中 族 • ることが懸念され Н 自 曲 九三 決主 つの 心 ・ カ 民 0) 舞台 主 兆 一義と 一年 しが 主 イ 1 義 デ が で 民族 代に 指 見えてき が オ あ (自由放任 摘 マ 口 0 た欧 ギー ル する 生じ 主 義 ク

そして欧州国際社会の伝統的イデオロギーと新勢力のイデオロギーの対立の最終局面が、 主義経済)が世界恐慌後、世界経済のブロック化や共産主義の計画経済から挑戦を受けた。

第二次世界大戦であった。

る。 バル安全保障体制の構築が、人民の自決主義とロシアの領土拡張主義から挑戦を受けてい プーチンと習近平の権威主義・独裁国家から挑戦を受け、相互依存と自由主義経済のグロ ル化が自国第一主義から挑戦を受け、そして形成途上にあったグローバル社会化、グロ 冷戦終結後、人権、民主主義、法の支配を柱とするグッドガバナンスのグローバル化が、 1

際安全保障環境が不安定になり、各国とも軍事力強化に走り、「核なき平和」は遠 がある。二○二三年五月、G7広島サミットで採択された核軍縮に関する「広島ビジョン」 ン政権の核兵器使用の脅しは、 最後に、ウクライナ戦争が、 七七年間の核兵器不使用の記録の重要性を強調しつつも、「核兵器はそれが存在する限 国際政治は権力政治の様相を呈し、 確かに奏功している。一方、日本や韓国などアメリカの核 今後の核拡散に与える影響について考えてみたい。プーチ 西側の諸国にウクライナへの軍事支援を慎重にさせている 自国優先主義の傾向が強まっている。そして国 の傘に依存する国にとっ のいた感

住

民投

宗も、

とうとうここまで来たかという感が否めない。

IJ 同 き」と、 n カ 盟 ľ 玉 お 同 0) (V 依然とし て防 盟 É 関 のであ 局衛目的 係を見捨てられる こて核 ろうと、 のために役割を果たし、 抑 止 最 の論 強 のではない 理 の兵器を手放す気は の正当性を強調 かという恐怖 侵略を抑止し、 している。 毛頭 ない が高まると、 並びに それ のである。 が自 戦争 究極 国 それ の威 0) b の兵器を所有し 圧を どころかア 0) Ć 防止 あ ろうと Ż

た

という

国

が増える

のも、

今日

の成り行きであろう。

が見つ、 て他国 ラで、 九 <u>Ŧ</u>. 地 % 球 隣国のガイアナのおよそ七割を占める地域の併合の賛否を問う国民投票が実施され かったことをきっかけに、 以 は の領土 Ĺ 一体どこへ向 が賛成したとのニュースが入ってきた。 の領有権を主張するような事態になった。新手 .かおうとしているのだろうか。二〇二三年一二月、南米のベネ 領土紛争が勃発したのであるが、 近年、 ガイアナの沖合で大規模な石油 の領土紛争の始まりである。 自国での国民投票によっ ·ズエ

証 食 n 料自 から 独立 されてきた。 を志 給率も いくつの国 向 低 する民族自治体で実施 軍拡競争が進み、 1 日本や韓国 が誕生すれば人類 のような国は、 自国第一主義に向かう世界の潮流の中で、日本の行方は は満足し、 される住民投票は民 どの国にも劣らず国際 落ち着くというの 主 前 手続きでは か。 罕和 エネ あ によって るが、 ルギー - 自給 繁栄が保 体、 率も

《参考文献》

広島平和研究所編(二〇二二)『アジアの平和とガバナンス』有信堂 広島平和研究所編 (二○一九) 『アジアの平和と核・ ――国際関係の中の核開発とガバナンス』共同通信社

"Freedom in the world 2023: Making 50 Years in the Struggle for Democracy." Freedom House: https:// freedomhouse.org/report/freedom-world/2023/marking-50-years (last visited, August 17, 2024)

SIPRI Yearbook 2023, Oxford: Oxford University Press.

Carr, Edward Hallett (1939), The Twenty Years Crisis 1919-1939, London: Macmillan. (井上茂訳『危機の二 〇年』岩波書店、一九五二年)

Kaldor, Mary (2006), New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era, Cambridge: Polity Press. (\equiv 本武彦、渡部正樹訳『新戦争論――グローバル時代の組織的暴力』岩波書店、二〇〇三年

《より深く知るために》

吉川元(二〇二三)「共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革 一九九〇一二〇一四年」『広島平和研究』第 吉川元(二〇一五)『国際平和とは何か――人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社